



## 集団的自衛権

# 法制局「憲法解釈変更」公文書、改めて検討過程はなし

毎日新聞 2016年1月21日 西部朝刊

一昨年(2014年)の集団的自衛権行使容認に伴う憲法解釈変更を巡り、内閣法制局が検討過程を公文書に残していなかった問題で、政府は19日に閣議決定した答弁書で「適正に文書を管理している」とした。その上で、保有する文書は、集団的自衛権行使容認を閣議決定した時に法制局が内閣官房国家安全保障局へ「意見はない」と回答した際の決裁文書と、与党協議会の配布資料など外部の会議資料2種類の計3点しかないことを改めて認めた。

民主党の岡田克也代表の質問主意書に答えた。岡田氏は主意書で、(1)法制局内部や政府の関係部局とどのような議論があったか(2)その内容を記録した文書があるか――を質問。文書がなければ「公文書管理法に明確に違反する」と述べた。

政府は、(1)について「与党協議会の際、安保局と法制局の担当者間で意見交換した」と回答したが、それを裏付ける公文書は法制局にはない。公文書管理法は、閣議決定や法令制定の経緯について検証可能な文書の作成を義務づけており、専門家からは法の趣旨に反するとの批判が出ている。

一方、岡田氏は安全保障関連法案自体の審査過程についても同様に質問。政府は「審査経過ごとの条文案、説明資料等を保有している」と回答した。

毎日新聞は同法案の審査過程について、昨年6月16日に情報公開請求をしたが、一部を除いて開示決定期限が今年6月27日に延長され、まだ開示されていない。【日下部聡】

---

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.